第２５回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議　次第

日時　令和３年９月１０日（金）
　　午後６時から
場所　大会議室

１　開会

２　本部長あいさつ

３　協議・報告事項

⑴　９月１３日以降の対応方針（案）について

⑵　各部局からの報告

４　その他

５　閉会

令和３年９月１０日
松本市新型コロナウイルス感染症対策本部長

９月１３日以降の対応方針について

松本市の感染状況及び長野県が９月３日から１２日までの「命と暮らしを救う集中対策期間」を終了し、併せて「医療非常事態宣言」の解除とともに、全県の感染警戒レベルを５から４に引き下げることを踏まえ、９月１３日以降の本市の対応方針を以下のとおりとするものです。

１　松本市における感染状況
別紙１のとおり

２　長野県の対応
別紙２のとおり

３　市の対応方針
再び、感染警戒レベルが５とならないよう、感染拡大に警戒しながら、段階的に日常生活や経済活動を回復させていくことを見据え、現在の「特別警戒期」から、当面の間、「警戒期」と位置付け、対応することとします。

４　市有施設の対応（社会教育施設等は５のとおり）
県に合せて、市有施設の休館等の対応をしていましたが、県の「集中対策期間」が終了することを受け、基本的な対応を次のとおりとします。
⑴　休館・休止としていた施設（松本城・キャンプ場等）
９月１３日から感染防止対策を徹底した上で再開することとします。
⑵　時間短縮、利用人数制限により対応していた施設（日帰り入浴施設・道の駅等）
９月１３日から感染防止対策を徹底した上で再開することとします。
⑶　全施設に関する共通事項
引き続き、合唱などの大声を発するもの、吹奏楽、人と密着するダンスなどの活動及び飲食を伴うもの（食堂や飲食コーナーなどで感染症対策がとれている場所での飲食を除く）は自粛を要請します。

５　小中学校等の対応
第５波の感染拡大期においては、デルタ株の影響から子どもにも感染が広がり学校の休業も相次ぎました。その大部分が家庭内に起因する感染でありますが、学校の休業は子どもたちの大切な学びの機会だけでなく、働く保護者の生活にも大

きな影響を与えてしまいます。

そこで、大切な子どもたちを守るため、小中学校、社会教育施設及び小学生の放課後等の対応を別紙３－１並びに別紙３－２のとおりとします。

6　イベントの対応

県の「集中対策期間」中自粛していた市主催事業については、９月１３日以降、感染防止対策を徹底した上で、原則実施することとします。

7　その他

警戒期のお願いとして、市民や事業者に別紙４により呼びかけます。

別紙１

松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
令和3年9月10日
保健予防課

1　県と市の感染者状況

※松本圏域の感染者数は、松本市の感染者を含む

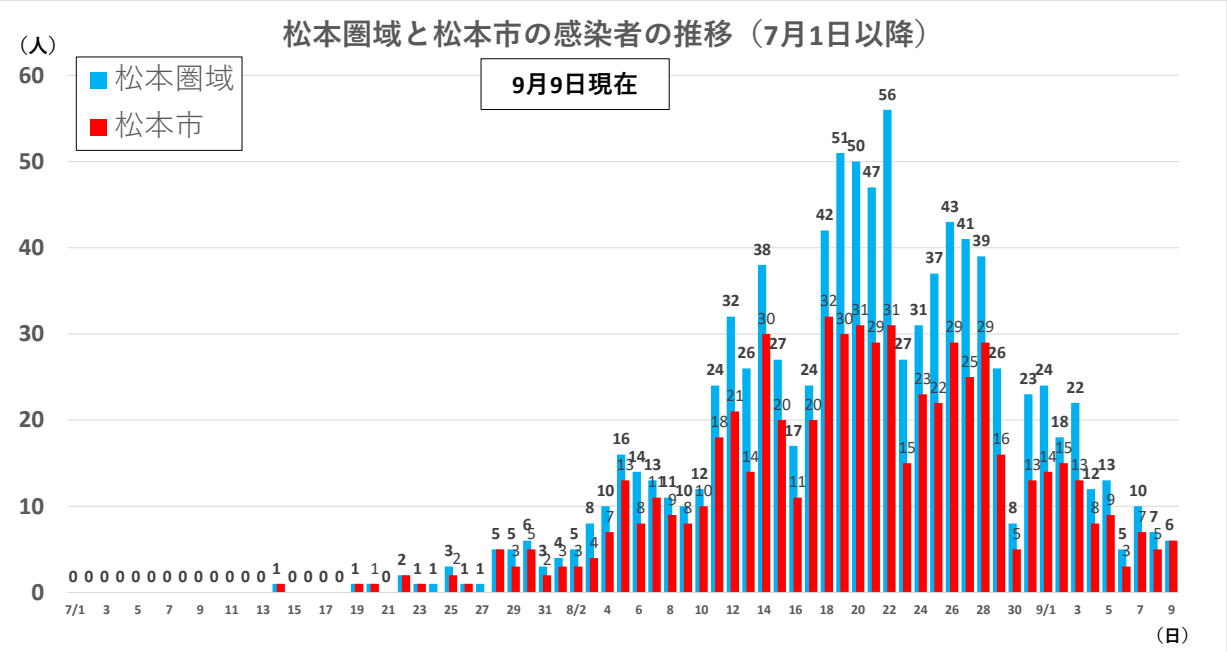

新規感染者数　松本圏域　1,396人　直近1週間（9/3～9/9）　75人

（4/1～）　内　松本市　890人　直近1週間（9/3～9/9）　51人　10万人あたり　21.13人

前１週間（8/27～9/2）　117人　10万人あたり　48.48人

前々１週間（8/20～8/26）　180人　10万人あたり　74.58人

圏域の感染警戒レベル引き上げ基準

直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数	Level2の基準値	Level3の基準値	Level4の基準値	Level5の基準値
基準（人）	2.0人	5.0人	10.0人	20.0人
松本圏域	9人	22人	43人	85人
松本市	5人	13人	25人	49人

2　陽性者の属性

【年代別】

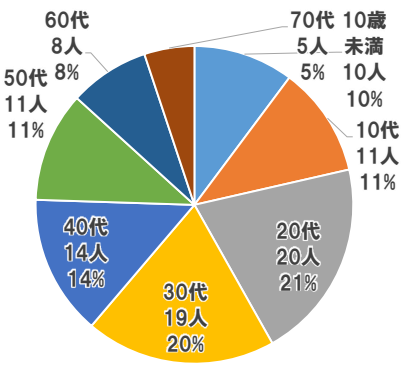

【感染経路別】

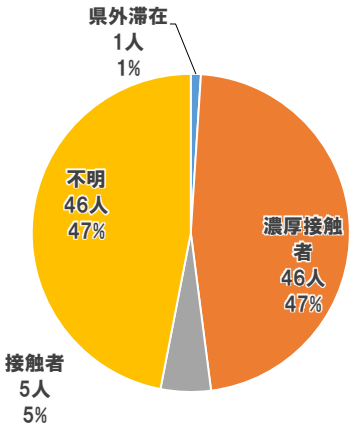

【重症度別】

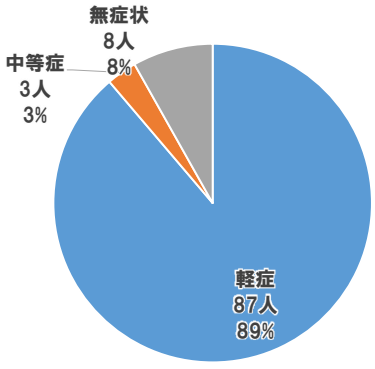

【8/30～9/9：98人】

3　病床利用の状況

		8月13日	8月23日	8月26日	8月30日	9月6日	**9月9日**	最大値
1	長野県 （実質病床使用率）	40.0%	50.0%	51.0%	55.7%	35.7%	**22.1%**	62.3% (1/17)
2	中信地区 （病床使用率）	34.9%	51.9%	47.3%	59.7%	41.1%	**24.4%**	86.1% (1/17)
3	松本圏域 （病床使用率）	52.6%	72.0%	68.3%	86.6%	59.8%	**39.0%**	86.6% (8/30)
4	市立病院 （病床使用率）	59.5% （37床）	86.5% （37床）	81.1% （37床）	83.8% （37床）	64.9% （37床）	**45.9% （37床）**	116% (1/8, 13)

4　L452Rスクリーニングの状況（6/8から）

判明日	陽性者数	検査数 ①	陽性数 ②	陰性数	判定不能数	陽性率 ②／①（%）
6月8日から6月30日	43	31	0	30	1	0%
7月1日から7月25日	8	8	3	5	0	37.5%
7月26日から8月1日	19	19	6	13	0	31.6%
8月2日から8月8日	64	43	26	17	0	60.5%
8月9日から8月15日	124	85	63	21	1	74.1%
8月16日から8月22日	188	108	99	7	2	91.7%
8月23日から8月29日	149	32	31	0	1	96.9%
8月30日から9月5日	75	10	9	1	0	90.0%
累計	670	336	237	94	5	70.5%

国立感染症研究所におけるゲノム解析結果（～8/12検体採取分）

	今回判明	累計
デルタ株	19	43

別紙２

「医療非常事態宣言」を解除し「医療警報」を発出するとともに 全県に感染警戒レベル４「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します

令和３年９月 10 日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

１　趣旨

デルタ株の急速な拡大と夏休みの全国的な人の移動により、新型コロナウイルス新規陽性者数が爆発的に増加し、医療提供体制に大きな負荷がかかりつつあったことから、８月 20 日には「医療非常事態宣言」を発出するとともに、全県に対して感染警戒レベル５「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、対策を強化してきました。

また、県民の皆様の力を広く結集し、感染拡大を徹底的に食い止める観点から、９月３日から 12 日までの 10 日間を「命と暮らしを救う集中対策期間」とし、公共施設の休止等さらなる対策の強化に取り組んでいるところです。

現在の県内の感染状況を見ると、直近１週間（９月３日～９日）の新規陽性者数は247人、人口 10 万人当たりでは 12.05 人と、ピーク時（８月 17 日～23 日）の 888 人、人口 10 万人当たり 43.32 人から大幅に減少しており、10 圏域全てがレベル４相当以下となっています。また、確保病床使用率は 22.1％（R3.9.9 時点）と「医療非常事態宣言」発出時に目標に掲げた 40％以下となっています。

このため、９月 13 日（月）から、

○ 「医療非常事態宣言」を解除し、「医療警報」を発出します。

○ 全県に感染警戒レベル４「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します。

第５波の最前線で闘っていただいている**医療従事者の皆様に改めて感謝**いたします。また、人と会う機会の低減等にご協力いただいている県民の皆様、営業時間の短縮等を受け入れていただいた、また、現在も受け入れていただいている飲食店の皆様など、**暮らしや事業活動に大きな影響を受けながらも、感染防止にご協力いただいているすべての皆様に改めて感謝**いたします。

２　県としての対策

県として次の対策を実施します。県内にお住まいの方、訪問される方、事業者、市町村等の皆様は、県の対策にご協力ください。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和２年長野県条例第 25 号）に基づき実施するものです。）

（１）県民及び事業者の皆様等への協力要請

県民及び事業者の皆様、出張等での来訪者の皆様は、全県に対する「医療警報」は継続すること、全国的には未だ緊急事態宣言等の対象とされている地域があることを踏まえ、別紙「『新型コロナウイルス特別警報Ⅰ』の全県発出に伴うお願い」に沿った対応をお願いします。

（２）感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗等の利用についての協力要請

（特措法第 24 条第９項）

店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「信州の安心なお店」認証、「新型コロナ対策推進宣言」の実施の有無を確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗等をご利用いただくよう要請します。

（３）事業者に対する感染拡大予防ガイドラインの遵守についての協力要請

（特措法第 24 条第９項）

感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

（４）職場における感染防止対策徹底の働きかけ

職場において、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止対策を徹底するよう働きかけを行います。

また、特に休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化によりマスクを外して会話するなど、感染リスクが高まるおそれがあるとされており、休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めるよう、さらに、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より少なくなるよう、事業者に重ねて働きかけを行います。

（５）療養体制の強化

529 床の確保病床及び６箇所の宿泊療養施設を適切に運用するとともに、患者急増時には緊急的対応病床（全県で 79 床）の確保を要請します。

また、ネーザルハイフロー等を活用した酸素療法や抗体カクテル療法を積極的に実施し、重症化予防を図るとともに、さらなる感染の拡大時においても適切な療養体制を維持するための療養体制の強化等について関係団体と連携して検討を進めます。

（６）検査体制の強化

学校、福祉施設に対し、抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見についての協力を要請するとともに、市町村と連携した抗原簡易キットの県民への配布や、感染拡大地域との往来がある方等を対象にした PCR 検査の検討など、陽性者早期発見のための取組を推進します。

また、保健師等の増員や地域振興局等の応援による保健所体制の強化を行い、迅速丁寧な調査を実施します。

（７）ワクチン接種の加速化

市町村接種への補完・支援を進めるため、県接種会場で県内にお住まいの 18 歳以上の方への接種を引き続き行うとともに、若年層・壮年層に対するワクチン接種が進むよう広報をはじめ、具体的な取組を行っていきます。

また、ワクチン接種を希望する方へできるだけ早く接種いただくため、ワクチン供給について必要に応じてきめ細かな調整を行います。

さらに、職域接種の実施にあたり医療従事者の派遣支援を行うとともに、希望する者へのアストラゼネカ社のワクチン接種を進めます。

（８）行動変容を呼びかけるための広報の徹底

デルタ株に感染しない・させないための行動変容を促すため、「新型コロナ『デルタ株』と闘う県民共同宣言」発出団体や市町村と連携した情報発信に取り組みます。併せて、様々な広報媒体やSNSを活用し、呼びかけを行います。

（９）県立学校における取組

県立学校では、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づき、感染症対策を徹底するとともに、「医療警報」期間中においては、以下の対策をとることとします。また、市町村立学校や私立学校も、各設置者に対して同様の取組を依頼します。

- 通常登校を基本とするが、地域の感染状況に応じて、対面、オンライン及び自宅での課題学習の併用授業へ即座に切り替えられるよう準備する。
- 徹底した感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は行わない。
- 徹底した感染症対策を講じても安全な実施が困難である学校行事は、中止または延期する。
- 部活動において、徹底した感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動は行わない。ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認める。また、学校が独自に行う合宿等は行わない。

(10) 公共施設における感染防止対策の再徹底

県の公共施設について、集中対策期間の終了をもって休止の措置等は解除します。

感染防止対策の再徹底を図った上で運営を再開するとともに、市町村に対しても同様の対応を行うよう協力を要請します。

(11) 県機関における取組

新型コロナウイルス対策業務など、県民の生命・財産を守る業務を最優先に組織体制を整えます。また、在宅勤務・テレワークや勤務時間の割振り等により、執務室内での従事職員数を概ね５割削減します。

(12) 影響を受ける県民・事業者への支援

長期化するコロナ禍の影響を受ける県民及び事業者に対するさらなる支援策を検討します。

(13) イベントの延期・中止に伴う経費の支援

８月20日（金）～９月20日（月・祝）に県内で開催を予定した、観客又は参加者が1,000人以上の有料イベントを延期・中止した主催者に対し、開催準備のために要した経費を補助します。

【長野県イベント延期・中止事業者緊急支援事業（９／３付県民文化部プレスリリース)】
https://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/202108event_support.html

「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」の全県発出に伴うお願い

以下についてご協力をお願いします。

１ 県民、来訪者・旅行者の皆様への協力依頼

① 人との接触機会をできるだけ減らすようお願いします（特措法第24条第９項）
（人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意を。）
・可能なら電話やオンラインで済ませてください
・混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください

② ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします（特措法第24条第９項）
・茶飲み話や普段会わない方との会食は控えてください
・同居のご家族以外で行う飲酒を伴う５人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください
・できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください
・「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します

③ 出張や旅行、帰省などで県境をまたぐ移動は今しばらく控えるようお願いします。別荘等での二地域居住者の皆様も、この時期の県を越えての移動は控えるようお願いします
（特措法第24条第９項）

④ 店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「信州の安心なお店」認証、「新型コロナ対策推進宣言」の実施の有無を確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗等をご利用いただくようお願いします。（特措法第24条第９項）

⑤ 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。

⑥ 出張等での来訪者、旅行者の方、二地域居住者の方は、上記①、②、④、⑤及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします（特措法第24条第９項）。

２ 事業者の皆様等への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

① 商業施設・観光施設など不特定多数の方を受け入れる施設に限らず、店舗や施設の管理者におかれては、感染防止対策を徹底していただくとともに、状況に応じ入場制限等を実施してください（特措法第24条第９項）

・人と人との距離を概ね２メートル程度確保するための入場制限等
・施設内での物理的距離の確保
・十分な換気
・客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
・客の健康状態の聞き取り、入口での検温

② 観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください

【従業員に対する感染防止対策】

③ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします

④ 職場の感染対策を改めて点検・徹底してください

・労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。

⑤ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

３ 学校設置者等の皆様への協力依頼

① 市町村立及び私立の学校設置者の皆様には、県立学校の対応も参考に、感染拡大防止のための措置の検討をお願いします

② 保育所等については、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動や、安全な実施が困難であると考えられる行事等の中止や延期の検討を市町村等に対して依頼します

（参考：「医療警報」期間中における県立学校での対応）

・ 通常登校を基本とするが、地域の感染状況に応じて、対面、オンライン及び自宅での課題学習の併用授業へ即座に切り替えられるよう準備する。
・ 徹底した感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は行わない。
・ 徹底した感染症対策を講じても安全な実施が困難である学校行事は、中止または延期する。
・ 部活動において、徹底した感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動は行わない。ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認める。また、学校が独自に行う合宿等は行わない。

「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」の全県発出に伴うお願い（概要版）【R3.9.13適用】

第5波の収束に向け、感染防止対策の再徹底を

☞「飛沫感染」、「エアロゾル感染」、「接触感染」を意識し、以下の基本的な感染防止対策をより厳格に行ってください。

- ○ 屋内及び人との会話時は、マスクを正しく着用（不織布マスクを推奨）
- ○ マスクをしていても人との距離は最低1メートルを確保
- ○ 屋内や車内は十分に換気（屋内では30分に一回以上、数分間程度窓を全開）
- ○ 人と同じものを触ることを避け、適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒

1 人との接触機会をできるだけ少なくしてください。

2 自宅等も含め、茶飲み話や普段会わない人との会食は控えてください。

3 県境をまたぐ移動（旅行、帰省、出張など）は今しばらく控えてください。

4 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。

5 ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください。接種がお済みの方も感染対策の徹底をお願いします。

県外への訪問が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けることができない方もいます。差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。

別紙３－１

松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
３．９．１０
教育委員会

９月１３日からの教育委員会における感染症対策について

１　市立小中学校の対応

⑴　市立小中学校における感染状況（期間：８月１７日～９月６日）

小中学校　　１６校　３２人（学校教育活動に起因する感染は０）

⑵　市立小中学校における対応

		９月１２日まで	９月１３日から９月末まで
小学校	休み時間	時間短縮	通常
		各学年、各学級ずらす	通常
	短縮日課	実施	実施しない
	課外活動	中止	中学校に準じる
中学校	部活動	中止 （ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動を認める。）	中止（ただし、個人練習は認める。また、公式大会出場予定者等は最小限の活動を認める。その場合でも１日の活動時間を短縮し、感染リスクの高い活動は避ける。）
	その他	文化祭等の準備時間が必要な場合は、感染症対策を徹底したうえで最小限の活動を認めることとする。	文化祭等の準備時間が必要な場合は、感染症対策を徹底したうえで活動を認めることとする。（この場合でも短時間の活動となるよう、努めることとする。）
共通事項		換気及び給食の黙食を徹底する。	継続
		できる限りクラス単位での活動にとどめる。（他のクラスや学年と交流するような活動は避ける。）	
		放課後の児童預かり事業の密を避けるため、要請に応じてできる限り、学校施設の貸与に協力していく。	
		感染が不安で登校ができない場合は、これまでと同様に欠席とはせず、出席停止扱いとし、個々に応じた学習支援等を行う。	

２　社会教育施設の対応

※児童生徒の放課後等の個人的な接点が広がる場面や、大人もリスクが高い場面については、当面の間抑制していく

	９月１２日まで	９月１３日から９月末まで
Ｍウイング（中央公民館）・地区公民館	２階青少年の居場所（全６０席）座席数制限 （２１席→１０席）	２階青少年の居場所座席数制限の緩和（１０席→２１席）
	感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動の利用は自粛を要請	継続
	主催事業は、原則中止又は延期	主催事業は、感染症対策を徹底して実施。ただし、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い事業は、中止又は延期
中央図書館、分館	滞在時間短縮のお願い	継続
	学習席の使用制限	
	（中央図書館のみ） 社会人席の縮小、３階学習室、ロビー、２階学習室の閉鎖	感染症対策を徹底し、時間・座席数制限等を行い開放
博物館分館	閉館	開館 （感染症対策を徹底し、密となる場合は入場制限を行う。）

別紙３－２

松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
３．９．１０
こども育成課

新型コロナウイルス感染拡大に伴う小学生の放課後等の対応について

１　趣旨

長野県の「集中対策期間」に合わせて実施する対応が９月１２日までとなっていることから、９月１３日以降の放課後の預かり等の児童福祉施設の対応について協議するものです。

２　実施期間

９月１３日（月）～９月３０日（木）

３　小学生の放課後における対応

事業実施団体・指定管理者と協力し、以下の対応をとります。同時に基本的感染防止策の再確認及び徹底を図ります。

	９月１２日まで	９月１３日～９月末
⑴　放課後児童健全育成事業（登録による留守家庭の預かり事業）	ア　利用家庭に協力を求め、可能な範囲での利用自粛を呼びかけます。 **【利用料の精算あり】**	利用を控えていただける方へは緩やかに協力をお願いします。 **【利用料の精算なし】**
	イ　学校施設や地域の公共施設の活用等により、密を避ける環境を整えます。	継続
	ウ　日頃の換気及び飲食時の黙食・２メートル以上の距離の確保を徹底します。	継続
⑵　児童館･児童センター（一般利用:１８歳までの誰でもが自由に利用可能）	ア　期間中の児童生徒の利用を休止します。	通常 （ただし、放課後預かり事業で混雑する場合は利用を控えていただく案内をします。）
	イ　つどいの広場（未就園親子の相談、遊びの場）は通常どおり実施します。	通常
⑶　放課後子ども教室（登録制での放課後の子どもの居場所）	ア　期間中の開催を休止します。	通常

担当　こども育成課
課長　西村　宏美
（内線 2210）

別紙４

R３.９.10

市民や事業者の皆さんへのお願い

長野県が、９月３日から１２日までの「命と暮らしを救う集中対策期間」を終了し、これに併せて「医療非常事態宣言」を解除するとととともに、全県の感染警戒レベルを５から４に引き下げます。

市内の感染状況は減少傾向にありますが、全県に対する「医療警報」は継続されます。

再び、感染警戒レベルが５とならないよう、松本市では感染拡大に警戒しながら、日常を回復するため、当面の間、「警戒期」と位置付け、対応することとします。

▶変異株対策として・・

デルタ株（インド由来）は感染力が強いため、従来なら感染しなかった状況でも感染する場合があります。改めて、個人個人がマスクの着用や三密（密閉、密集、密接）を一つであっても避けることをはじめとする基本的な感染防止対策を、より徹底してください。

▶県外への訪問について・・

県外への訪問は、やむを得ない事情がない限り、慎重に判断してください。

▶会合、会食は・・

会合は、実施方法の検討を含め、変異株対策を十分にしてください。

会食は、「まつもと版“新たな会食”のすゝめ」を実践し、普段会わない人との会食は控え、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、「信州の安心なお店」認証店等、感染拡大ガイドラインを遵守した店を利用しましょう。

▶公民館や福祉ひろばなどでは・・

合唱などの大声を発するもの、吹奏楽、人と密着するダンスなどの活動及び飲食を伴うもの（食堂や飲食コーナーなどで感染症対策がとれている場所での飲食を除く）は自粛をお願いします。

▶職場や学校では・・

いつもと違う症状（微熱、熱がなくてものどの違和感、咳、鼻汁、下痢、だるさなど）を感じた場合は外出せず、会社や学校など勇気を持ってお休みください。そのうえで早めに医療機関にご相談ください。

▶ワクチンを接種された方も・・

ワクチンは「発症」を予防する効果は明らかですが、感染そのものを防ぐ効果についてはまだ分かっていません。また、ワクチン接種が進められている現状では、ワクチンを受けた方も受けない方も共に社会生活を営んでいくことになります。そのために、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

松本市新型コロナウイルス感染症受診相談センター（松本市保健所）
電話番号：0263-47-5670（24 時間受付）

松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
３．９．１０
健　康　福　祉　部

新型コロナウイルスワクチン接種の実施について

１　趣旨

現在の新型コロナワクチン接種の状況と、今後の予定について報告するものです。

２　現状

⑴　１５歳以上の実施率　９月９日現在

対　　象	１回目	２回目
市民全体	**５８．６２％**	**４３．９６％**

⑵　ワクチン接種の年代別予約状況（接種済含む）９月９日現在

対　　象	１回目	２回目（実施率）
６５歳以上	９０．８３％	８７．７９％
６４歳～６０歳	８５．９１％	５２．０３％
５９歳～５０歳	８２．０１％	２９．９３％
４９歳～４０歳	７０．５９％	１８．１２％
３９歳～３０歳	５４．９０％	１５．６８％
２９歳～２０歳	４５．９７％	１５．００％
１９歳～１５歳	５６．０６％	４．２７％

⑶　現在の実施状況

ア　１５歳以上の全市民を対象に予約受付中

イ　各企業・団体等の職域接種が９月から本格実施となり、長野県大規模接種会場においては１８歳以上の一般県民への接種が開始されています。

ウ　ワクチン接種キャンセル枠の一般募集

(ｱ) 方法:接種会場で急に接種のキャンセルがあった場合、ワクチンを有効的に活用ためキャンセル待ちを希望する方の登録をＷｅｂサイトから受付するもの

(ｲ) 現在２期目の申し込み受付中（対応期間：９月１０日から２週間）

１期（８月２６日から２週間）３００人応募のうち１５１人接種

３　今後の取り組み

⑴　６４歳以下の接種終了の時期

接種を希望する市民の接種については、接種率８０％を目標に、１１月２０日頃を目途に終了の見込み

⑵　満１２歳以上から１４歳までの接種

ア　対象：１４歳（中学２年）・１３歳（中学１年）
満１２歳(小学６年)　平成 21 年４月２日～９月 31 日生まれ

イ　接種券送付：９月１４日頃　９月生まれは 10 月初旬に通知

ウ　予約方法：９月２２日９時から電話（ｺｰﾙｾﾝﾀｰ）及び小児専用Ｗｅｂで実施

⑶　若い世代の受診率向上対策

ア　これまでのＬＩＮＥ、ツイッター、フェイスブック等をさらに活用し、最新の情報やワクチン接種のメリット等について若い世代へ直接届くような情報配信の工夫

イ　学校・仕事帰り等の接種しやすい接種機会の確保

９月１６日から当面の間、アルピコ６階にて毎週木・金曜日の夕方、接種枠を拡大し対応

松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
３．９．１０
健　康　福　祉　部

抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業について

１　趣旨

軽症時の受診遅れを防ぐため、県が標記事業を実施することから、松本市でも、その事業に連携して取り組むものです。

２　事業概要

(1)　対象者

ア　新型コロナウイルス感染に心配があり、配布を希望する者

イ　抗原簡易キット申込書を提出した者

ウ　風邪症状や熱の無い者（症状のある人は速やかに医療機関の受診を指導）

(2)　申込方法　インターネットによる予約（９月１７日から）

(3)　配布場所　市役所東庁舎、南部保健センター、西部保健センター

(4)　配布日時　９月２５日（土）、２６日（日）、10月２日（土）、３日（日）
午前９時～１２時

(5)　配布方法　受付で確認し、申請書の提出を受け、説明のうえキット配布

(6)　配布数　　７，３００人分（１人２個）

(7)　周知方法　市ホームページ、ライン等で周知
商工課から商工会議所等を通じて団体に周知

３　簡易キットの利点・欠点について

(1)　利点

迅速性（３０分で結果判明）、機器が必要なし、ウイルス量が多い場合は有効

(2)　欠点

ＰＣＲが陽性でもキットは陰性になる場合あり
自分で鼻腔ぬぐい液を採取するため、精度管理に問題あり

４　その他

配布後の在庫分については、後日健康づくり課、保健センター等で配布します。

しあわせ信州

長野県（健康福祉部）プレスリリース　令和３年（2021 年）９月７日

新型コロナウイルス感染症軽症者等のための県内６か所目の「宿泊療養施設（中信第２施設）」の運用を開始します

新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養を行う県内６か所目の療養施設の運用を中信地域で開始します。

１　運用期間　　令和３年９月８日（水）から令和３年 12 月 31 日（金）まで
（※延長する場合もあります）

２　場所　　中信地域の宿泊施設　（※施設名は非公表とします）

３　療養者

新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち、軽症者や無症状者で、医師の診察により宿泊施設での療養が可能であるとされた方

４　施設運用の概要

（１）受入予定　　最大 280 名程度

（２）運営方法

外部委託により、運営スタッフ、看護師を配置して 24 時間体制で運営

（３）健康管理体制

・医　師：オンコール対応（地元医師会）

・看護師：常駐による健康観察（１日２回、遠隔健康観察システムを活用した体温・酸素飽和度の測定結果の確認とビデオ通話による健康状態の聞き取り）、健康相談（随時）

（４）療養生活

療養者は、原則として、１日３回の食事の受取で施設内の所定の場所へ移動する以外は、入所から退所まで居室（バス・トイレ付）内で過ごします。

（５）留意事項

宿泊療養施設への訪問、取材はできませんので、ご理解をお願いします。

健康福祉部医療政策課（軽症者等受入調整窓口）
（課長）小林　真人
（担当）田中　　徹　和田　良仁
電　話　026-235-7145（直通）
026-232-0111（代表）内線 2681
ＦＡＸ　026-223-7106
E-mail　ryoyo@pref.nagano.lg.jp